

請求の趣旨

- 1 被告 は、原告に対し、 次の金員を支払え。
 金 円
 [及び上記金額に対する 令和 年 月 日
 及び上記金額の内金 円に対する 訴状送達の日
 から支払済みまで 年 パーセントの割合による金員
 及び内金 円に対する 令和 年 月 日
 訴状送達の日
 から支払済みまで 年 パーセントの割合による金員
- 2 訴訟費用は、被告 の負担とする。
 との判決 (及び仮執行の宣言) を求めます。

紛争の要点 (請求の原因)

第1 未払賃金等

- 1 (1) 契約の日 平成・令和 年 月 日
 (2) 仕事の内容
 (3) 賃 金 月給 日給 時給 金 円
 (4) 諸 手 当

 (5) 支 払 期 日 賃金締切日毎月 日 当月 翌月 日払い

2 賃金等未払の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3

未払期間の賃金等	支払済みの額	残 額
円	円 (最後に支払った日 . .)	円

未払期間の賃金等の内訳 別紙のとおり

第2 解雇予告手当

1 (1) 解雇予告 なし (即日解雇) 令和 年 月 日

(2) 解雇日 令和 年 月 日

(解雇予告日の翌日から解雇日まで 日間) → A

(3) 解雇予告手当の計算期間 (3か月又は3か月に満たない全期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(暦日数 日) → B

* 給与締日があるときは、解雇予告日又は解雇日直前の給与締日 (締日算入) から逆算する。給与締日がないときは、解雇予告日又は解雇日の前日から逆算する。

(4) (3)の期間内における支給賃金総額 金 円 → C

(5) 解雇予告手当の計算

C 金 円

 $\frac{\text{C}}{\text{B}} \times (30 - \text{A}) = \text{解雇予告手当金} \text{ 円} \rightarrow \text{D}$

B 日 (1円以下四捨五入)

労働基準法第12条1項但書、同項1号の計算 (日給制、時給制の場合)

C 金 円 60

 $\frac{\text{C}}{\text{B}} \times \frac{60}{100} \times (30 - \text{A}) = \text{円} \rightarrow \text{E}$

B 期間内の実働日 (日) 100

(* Dの金額より Eの金額の大きいときは、解雇予告手当金は Eの金額となる)

2

解雇予告手当	支払済みの額	残 額
円	円 (最後に支払った日 ・ ・)	円

添付書類

資格証明書 登記簿謄本 (登記事項証明書)証拠書類 就業規則 (甲 号証) 内容証明郵便 (甲 号証)給与明細書 (甲 号証) 配達証明書 (甲 号証)タイムカード (甲 号証) 労働契約書 (甲 号証)求人広告 (甲 号証)